虐待防止のための指針

特定非営利活動法人ふぁむ・ふぁーむ

(虐待の防止に関する基本的考え方)

第 1 条 虐待の防止に関する基本的考え方

特定非営利活動法人ふぁむ・ふぁーむ (以下、法人といいます) は利用者の人権を尊重し、 下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切な関わり方を一切行ないません。また、虐待の 発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこ れらを認識し、本指針を遵守して、利用者に寄り添ったサービスを提供していきます。

【虐待の定義】

虐待とは、職員から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

(1) 身体的虐待

利用者の身体の外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止委員会に関する事項)

第 2 条

法人は、権利擁護・虐待防止等を目的として、虐待防止委員会を設置し、下記の内容に基づき運営します。

委員会の構成

- (ア) 委員会は委員長及び委員をもって組織します。
- (イ)委員長は委員の中で互選により決定します。
- (ウ) 委員の選任については、理事長、当該事業所の施設長、法人事務長、その他必要とする者 とします。
- (エ) 委員長に事故あるときは、事務長がその職務を代行します。
- (オ) 委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとします。

2. 委員会の開催

- (ア) 委員会は、年 1 回以上開催します。
- (イ) 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員の他に、参考人と して指名した者の出席を求めることができます。
- (ウ)委員会は書記を指名し議事録を整備します。

3. 委員会の業務

委員会は、次の業務を行います。

- (ア) 服務心得を職員に周知し、行動規範とするよう啓発します。
- (イ)「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行います。
- (ウ)「職員セルフチェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施します。
- (エ)上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止窓口担当者 に報告します。
- (オ) 虐待防止に係る研修を原則年 1 回および職員採用時に実施します。
- (カ) 虐待につながるような事案が発生した場合は、虐待防止委員会において対応します。
- (キ) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこと とします。

4. 委員会の責務

委員会の責務は次のものとします。

- (ア)委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の権利擁護意識の向上や知識 を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならないものとします。
- (イ) 委員は、日頃より法律や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格の向上に努めるものとします。
- (ウ)委員会の委員長、委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとします。
- (エ) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に 問題がある場合は、各委員会等と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策 及び改善を図るものとします。

(権利擁護・虐待防止等の適正化のための職員研修に関する基本指針)

第3条

法人は、権利擁護・虐待防止等の研修を下記の内容で定期的に実施します。

- (ア)職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (イ) 実施は、年 2 回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための 研修を実

施します。

(ウ) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存します。

(虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第4条

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5条

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、発見した職員は当該施設の施設長に報告します。

- 2 施設長は苦情相談窓口を通じての相談や報告があった場合には、報告を行った者の権利が 不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行いま す。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を 整理します。
- 3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、法人が当人に対応 の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- 4 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該 事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知します。
- 5 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であって も、事実確認の概要及び再発防止策を合わせて市町村に報告します。
- 6 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。
- 7 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者 に報告します。
- 8 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益 が生じないよう、最新の注意を払います。
- 9 対応の流れは、全て記録し、保存するものとします。
- 10 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第6条

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、事業者のホームページに掲載し、利用者及び 家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにします。 (その他虐待の防止の推進のために必要な事項)

第7条

第3条に定める研修会のほか、虐待防止・権利擁護に関する研修等には積極的に参画し、 利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

> 附則 この方針は、令和 4 年 4 月 1 日より実施する